

京都市告示第506号

平成30年12月14日京都市告示第466号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、所得税の適用の対象とならなくなった日以後の認定を取り消し、寄附金税額控除の対象となる期間を次のとおり変更します。

令和5年12月22日

京都市長 門川 大作

「

控除対象寄附金	適用区分
学校法人紫野キリスト教学園	平成30年1月1日から令和5年12月31日までに支出された寄附金

を

」

「

控除対象寄附金	寄附金税額控除の対象となる期間
学校法人紫野キリスト教学園に対する寄附金	平成30年1月1日から令和4年12月24日まで

に改める。

」

(行財政局税務部税制課)